ウクライナ避難民支援における大阪府公益認定等委員会からのメッセージ

～何ができるか、何をなすべきかという視点から民間の活力の発揮に柔軟・迅速に対応します～

令和4年4月27日

令和４年２月24日、ロシアがウクライナに対する軍事行動を開始し、ウクライナにおける　　不安定な情勢が続いています。政府においてもウクライナから日本への避難民に対する支援方策を準備しており、避難民支援が進んでいます。

今後、大阪府公益認定等委員会においては、ウクライナからの避難民に対する支援の提供を　　検討されている大阪府所管の公益法人について、以下のとおり柔軟な対応を行うこととしましたので、お知らせいたします。

内閣府から示されている新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業を開始する場合と同じく、　大阪府公益認定等委員会におきましては、ウクライナからの避難民に対する支援の提供に　　　ついても、既存の公益目的事業における受益の対象や規模が拡大するに止まるなど、事業の　　　公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、事後の変更届出で足りることといたします。

また、既存の公益目的事業の範囲を超える場合には変更認定申請が必要ですが、事業開始後の　　合理的な期間内に申請していただければ、今般の状況を斟酌して対応いたします。

　大阪府所管の公益法人でウクライナからの避難民に対する支援の提供を検討される場合は、　　大阪府公益認定等委員会事務局（大阪府総務部法務課公益法人グループ）にぜひ事前に御相談　　ください。

公益法人の皆様には、引き続き民間の活力を発揮していただければと切に願っております。